

国立大学法人京都大学教育研究評議会規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教育研究評議会規程</p> <p>(平成16年達示第4号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 総長が指名する副学長（命を受けて校務をつかさどる副学長に限る。）</p> <p>(4) 研究科長、総合生存学館長、地球環境学館長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</p> <p>(5) 研究科（次号に定めるものを除く。）の教授 各2名</p> <p>(6) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究所、総合生存学館及び地球環境学館の教授 各1名</p> <p>(7) 附置研究所の長</p> <p>(8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、<u>学術情報メディアセンター</u>及び<u>ヒト行動進化研究センター</u>の長</p> <p>(9) 国際高等教育院長</p> <p>(10) 附属図書館長</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 教育研究評議会に関する事務は、<u>総長</u><u>オフィス</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター及び学術情報メディアセンターの長</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>2・3</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 教育研究評議会に関する事務は、<u>総務</u><u>室</u>において処理する。</p> <p>附 則（令和8年達示31号）</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>国立大学法人京都大学部局長会議規程</p> <p>(平成16年達示第5号)</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。第 1 2 条第 1 項第 2 号において同じ。）</p> <p>(3) 総長が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長（第 2 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1 名</p> <p>(9) 総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長及び成長戦略本部長</p> <p><u>(10) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p><u>(11) 高等研究院長</u></p> <p><u>(12) 総長が指名する事務本部の部長</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 4 条 部局長会議に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第 3 条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1 名</p> <p>(9) <u>グローバル・エンゲージメント・オフィス長、情報環境機構長、総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長、国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、図書館機構長、人と社会の未来研究院長、成長戦略本部長及び環境安全保健機構長</u></p> <p>(10) (同 左)</p> <p>(11) 総長が指名する<u>支援組織の長</u>（第 9 号の者を除く。）</p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 4 条 部局長会議に関する事務は、<u>総務室</u>において処理する。</p> <p>附 則（令和 8 年達示 3 1 号）</p> <p>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部（組織規程第57条第1項の監査室を含む。）</u>及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局管理責任者)</p> <p>第6条 部局に、当該部局における競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者として、部局管理責任者を置き、部局の長（<u>事務本部</u>にあつては財務担当の理事。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、各共通事務部<u>及び監査室</u>をいう。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(部局管理責任者)</p> <p>第6条 部局に、当該部局における競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者として、部局管理責任者を置き、部局の長（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）</u>及び<u>第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）</u>並びに<u>第57条の組織</u>にあつては財務担当の理事。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>2～6 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 不正防止実施本部は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 最高管理責任者</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。）</p> <p>(3) 最高管理責任者が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長</u>のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) 総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長及び<u>成長戦略本部長</u></p> <p><u>(10) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p>(11) 高等研究院長</p> <p>(12) 最高管理責任者が指名する<u>事務本部の部長</u></p> <p>(13) その他最高管理責任者が指名する者 若干名</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(相談窓口)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 相談窓口は、<u>事務本部各部及び部局の競争的研究費等担当部署</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 } 2 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) } (7) } (8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長<u>及び野生動物研究センター長</u>のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) <u>情報環境機構長</u>、総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長、<u>国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、図書館機構長、人と社会の未来研究院長</u>、成長戦略本部長及び<u>環境安全保健機構長</u></p> <p>(10) (同 左)</p> <p>(11) 最高管理責任者が指名する<u>部局の長</u></p> <p>(12) } 3・4 } (同 左)</p> <p>(相談窓口)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>2 相談窓口は、部局の競争的研究費等担当部署とする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第13条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2・3 (略)</p> <p>4 コンプライアンス部は、通報を受けた場合は、速やかに研究公正担当の理事に報告するとともに、<u>関係部局の部局管理責任者又は事務本部関係各部</u>に通知するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における安全保障輸出管理に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(令和2年達示第40号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下<u>この項</u>において「組織規程」という。）第3章第7節<u>及び第8節並びに第8節の3</u>から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部</u>及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局安全保障輸出管理責任者)</p> <p>第8条 部局における安全保障輸出管理に係る業務を統括するため、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、当該部局の長（<u>事務本部</u>にあつては管理責任者）をもって充てる。</p>	<p>2・3 (同 左)</p> <p>4 コンプライアンス部は、通報を受けた場合は、速やかに研究公正担当の理事に報告するとともに、<u>関係部局又は関係部局の部局管理責任者</u>に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示31号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(17) (同 左)</p> <p>(部局安全保障輸出管理責任者)</p> <p>第8条 部局における安全保障輸出管理に係る業務を統括するため、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、当該部局の長（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオ</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 部局責任者は、その業務を補佐させるため、部局に部局安全保障輸出管理担当者を置き、当該部局又は当該部局の安全保障輸出管理に係る事務を処理する共同事務部の教職員等のうちから部局責任者が指名する者（<u>事務本部</u>にあつては管理担当者）をもって充てる。</p> <p>3 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学危機管理規程 (平成23年達示第64号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組</p>	<p><u>フィス及び学務部に限る。）及び第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）並びに第57条の組織にあつては管理責任者）</u>をもって充てる。</p> <p>2 部局責任者は、その業務を補佐させるため、部局に部局安全保障輸出管理担当者を置き、当該部局又は当該部局の安全保障輸出管理に係る事務を処理する共同事務部の教職員等のうちから部局責任者が指名する者（<u>組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）及び第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）並びに第57条の組織</u>にあつては管理担当者）をもって充てる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示31号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部</p>

改 正 前	改 正 後
<p>織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。) 、<u>事務本部及び各共通事務部並びに監査室</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(危機管理委員会)</p> <p>第6条 本学に危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事等</p> <p>(2) 理事又は副学長のうちから総長が指名する者 若干名</p> <p>(3) 研究科長、研究所長及びセンター長 若干名</p> <p>(4) 医学部附属病院長</p> <p>(5) <u>環境安全保健機構長及び情報環境機構長</u></p> <p>(6) コンプライアンス部長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表（第4条関係）</p>	<p>局事務部等を含む。) 、各共通事務部<u>及び監査室</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) (同 左)</p> <p>(危機管理委員会)</p> <p>第6条</p> <p>2</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>情報環境機構長及び環境安全保健機構長</u></p> <p>(6)</p> <p>(7) (同 左)</p> <p>3・4</p> <p>附 則（令和8年達示31号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第4条関係）</p>
組 織	組 織
	<u>総長戦略オフィス</u> <u>グローバル・エンゲージメント・オフィス</u> <u>DEIB推進室</u> <u>ディベロップメントオフィス</u> <u>広報室</u> <u>情報部</u> <u>業務改革推進室</u> <u>総務室</u> <u>コンプライアンス部</u> <u>監事支援室</u> <u>不正防止実施本部事務室</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>プロボストオフィス</u>
総合研究推進本部	総合研究推進本部
教育改革戦略本部	教育改革戦略本部
<u>成長戦略本部</u>	
大学院教育支援機構	
学生総合支援機構	学生総合支援機構
	<u>学務部</u>
	<u>CFOオフィス</u>
	<u>成長戦略本部</u>
	<u>資金運用室</u>
環境安全保健機構	環境安全保健機構
<u>情報環境機構</u>	<u>HR戦略オフィス</u>
<u>国際戦略本部</u>	<u>人事部</u>
	<u>会計管理部</u>
	<u>施設部</u>
男女共同参画推進本部	男女共同参画推進本部
白眉センター	白眉センター
学際融合教育研究推進センター	学際融合教育研究推進センター
<u>事務本部</u>	
監査室	監査室